

平成20年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成20年6月6日（金曜日）午前10時16分開会

定例議会の告示

八千代町告示第28号

平成20年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月30日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成20年6月6日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

11番 小竹 徳市君

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君

秘書課長	久保谷六衛君	総務課長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税務課長	瀬崎 始君
町民課長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業振興課長	水垣 進君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農業委員会 事務局長	草間 和男君	教育次長兼 学校教育課長	高嶋 保君
公民館長兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所長	生井 勝巳君
総務課長参事	水書 正義君	企画財政課長 補佐兼 財政係長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	補 佐	外山 悦子
主 幹	岩坂 信幸		

議長（小島由久君） 公私ともにご多用のところご参集をくださりまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、渡辺三男さんが生涯学習課参事に、鈴木敬三さんが産業振興課参事に、安田英宣さんが都市建設課参事に、水書正義さんが総務課参事に、上野真一さんが企画財政課参事にそれぞれ昇格されましたので、ご紹介いたします。

初めに、生涯学習課参事、渡辺三男さんをご紹介いたします。

渡辺三男さん、登壇願います。

（生涯学習課参事 渡辺三男君登壇）

生涯学習課参事（渡辺三男君） ただいま議長さんより許可をいただきましたので、あいさつをさせていただきます。

去る4月1日付をもちまして、生涯学習課参事社会体育担当を拝命いたしました渡辺三男と申します。議員の皆様方にはより一層のご指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 次に、産業振興課参事、鈴木敬三さんをご紹介します。

鈴木敬三さん、登壇願います。

（産業振興課参事 鈴木敬三君登壇）

産業振興課参事（鈴木敬三君） ただいま議長さんより許可をいただきましたので、ごあいさつ申し上げます。

去る4月1日付で産業振興課参事を拝命いたしました鈴木敬三です。議員の皆様方にはより一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願います。

議長（小島由久君） 次に、都市建設課参事、安田英宣さんをご紹介します。

安田英宣さん、登壇願います。

（都市建設課参事 安田英宣君登壇）

都市建設課参事（安田英宣君） ただいま議長さんより許可をいただきましたので、あいさつさせていただきます。

去る4月1日付をもちまして、都市建設課の参事を拝命しました安田英宣でございます。議員の皆様方にはより一層のご指導をよろしく願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

議長（小島由久君） 次に、総務課参事、水書正義さんをご紹介します。

水書正義さん、登壇願います。

（総務課参事 水書正義君登壇）

総務課参事（水書正義君） ただいま議長さんからの許可がありましたので、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

去る4月1日の人事異動におきまして、総務課庶務担当参事を仰せつかりました水書正義と申します。安静の東落田から勤務しております。現在、行財政改革の折、非常に厳しい環境に置かれておりますが、住民福祉向上のために精いっぱい頑張りたいと思いますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。あいつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小島由久君） 次に、企画財政課参事、上野真一さんをご紹介します。

上野真一さん、登壇願います。

（企画財政課参事 上野真一君登壇）

企画財政課参事（上野真一君） ただいま議長さんよりご紹介をいただきました企画財

政課の上野真一です。4月1日付で企画財政課の参事を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。職責の重要性を認識いたしまして、頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 参事の皆さんにはこれからもより一層住民サービス向上のために頑張ってください。

それでは、参事の皆さん、退場していただきます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

## 議 事 日 程 （第1号）

平成20年6月6日（金）午前9時開議

### 開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成20年度事業計画及び平成19年度決算に関する報告について

報告第2号 平成19年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成19年度八千代町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第4号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計

#### 算書の報告について

- 報告第6号 平成19年度八千代町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を  
求めることについて
- 日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分  
事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 休会の件
- 

#### 諸般の報告

議長（小島由久君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

---

#### 行政諸般の報告

議長（小島由久君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成20年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、八千代町消防団幹部団員等の異動についてご報告申し上げます。これにつきましては、平成20年4月1日付で異動になりましたので、別紙により報告いたします。

続きまして、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係につきましては、別紙契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（小島由久君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小島由久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、3番、中山勝三君、4番、生井和巳君、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（小島由久君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野議会運営委員長。

（議会運営委員長 上野政男君登壇）

議会運営委員長（上野政男君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成20年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を、5月27日の午前10時より、役場4階第5会議室において開催いたしました。執行部から副町長、秘書課長、総務課長の出席を求め、提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から10日の5日間とすることに議会運営委員会として決定を見た次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（小島由久君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成20年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より10日までの5日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より10日までの5

日間とすることといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より10日までの5日間とすることに決定いたしました。

- 
- 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成20年度事業計画及び平成19年度決算に関する報告について
- 報告第2号 平成19年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成19年度八千代町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第6号 平成19年度八千代町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長(小島由久君) 日程第3、報告第1号 八千代町土地開発公社平成20年度事業計画及び平成19年度決算に関する報告について、報告第2号 平成19年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成19年度八千代町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第4号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第5号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号 平成19年度八千代町水道事業会計予算繰越計算書の報告について提出されておりますので、ご覧をお願いします。

- 
- 日程第4 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(小島由久君) 日程第4、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の

専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に可決成立し、即日公布されたことに伴い、八千代町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、まず1つ目は、公的年金に係る特別徴収制度の創設であります。これは平成21年から施行されるものであり、21年10月以降に支給される公的年金から特別徴収を行うものであります。対象者は、前年度公的年金の支払いを受けたもので当該年度の初日において老齢基礎年金の支払いを受けている65歳以上のものとなっております。

2つ目は、寄附金税額控除の創設であります。寄附金控除について現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用下限額の引き下げを行っております。さらに、地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限を超える部分について、個人住民税割のおおむね1割を限度として所得税と合わせて全額控除する仕組みになりました。これはふるさと納税制度が寄附金という形で実現したものであります。

3つ目は、株式に関する改正であります。個人住民税における上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率について。原則として廃止するとともに、2年間の特例措置を設けられました。また、上場株式等に係る譲渡損失と配当との間における損益通算の仕組みが導入され、申告による方法は、平成22年度以降の年度分の個人住民税について適用され、源泉徴収選択口座内における損益通算については、平成22年1月から適用となります。

4つ目は、公益法人制度改革に対応するための改正であります。公益法人の町民税の均等割税率において、収益事業を行わない場合は非課税、それ以外は最低税率を適用することになります。

次に、固定資産税では、独立行政法人緑資源機構の解散により、その業務の一部が独

立行政法人森林総合研究所へ承継されることに伴う改正であります。

専決処分的事由について、公布日が平成20年4月30日、原則として公布の日から施行されることとされましたため、4月30日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいま  
すようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、大久保弘子議員。

1番（大久保弘子君） 寄附金税額控除というところで、(1)番の都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金ということで、この議案の3ページにあるのですが、その中で特別区というのはどういうことなのでしょうか、教えてください。

議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） それでは、大久保議員さんのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

私の質問につきましては、都道府県あるいは市町村又は特別区に係る寄附金ということ  
でよろしいのでございましょうか。そうですね。

1番（大久保弘子君） はい。

税務課長（瀬崎 始君） これにつきましては、先ほど提案理由の中にも町長のほうか  
らありましたけれども、ふるさと納税というものが今度は寄附金というような形で創設  
されたものでございまして、この1番につきましては、都道府県あるいは市町村又は特  
別区、東京23区を示すかと思いますが、そこに寄附した場合には控除が受けられるとい  
うことのでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（小島由久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） それでは、討論を行います。

まず、この件について反対者の発言を許します。

1 番、大久保弘子議員。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、反対の討論を行います。

町税条例の一部を改正する条例ですが、今年 2 月 29 日に衆議院で可決され、参議院へ送付され、4 月 30 日に再議決された地方税法の一部を改正する法律が即日公布、原則施行されたことによるものです。今回の条例改正には、2 点について問題があり、反対するものです。

1 つは、公的年金等にかかわる個人の町民税の特別徴収であります。年金から天引きされる税金等の対象が拡大される重大な問題です。65 歳以上の介護保険料の年金天引きに加え、4 月からは後期高齢者医療の対象者からの天引きも始まりました。さらに、65 歳から 74 歳の世帯主の方が支払っている国民健康保険税も天引きされることが決まりました。その上、今回の条例改正で、来年 10 月からは町民税も年金から天引きになるということです。この年金天引きに対して反対するものです。

2 つ目は、証券優遇税制が一部継続されることです。大株主に多大な恩恵を与えてきた上場株式等の譲渡益配当にかかわる軽減税率は、2008 年末をもって廃止されることになりました。ただし、新たな附則により 2009 年と 2010 年の 2 年間に限っては、500 万円以下の譲渡益及び 100 万円以下の配当については、軽減策が継続して適用されます。所得課税をゆがめる金持ち優遇税制は、条件をつけずに廃止すべきです。

以上、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについての反対討論といたします。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決いたします。

議案第 1 号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（小島由久君） 日程第5、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令が平成20年4月30日可決成立し、即日公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。後期高齢者医療制度の創設に併せて、第2条第2項及び第3項につきましては、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額を「56万円」から「47万円」に引き下げ、後期高齢者支援等課税額に係る課税限度額を「12万円」と新設するものであります。

第5条の2、第7条の3、第23条及び附則第2項から第12項につきましては、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険被保険者の国民健康保険税が従前と同程度になるような減額措置を受けられますように所要の措置を講ずることとしたものであります。

専決処分の事由につきましては、公布日が平成20年4月30日、原則として公布の日から施行されることとされましたため、4月30日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） それでは、討論を行います。

まず、この件について反対者の発言を許します。

1番、大久保弘子議員。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） ただいま議長の許可がありましたので、発言させていただきます。

後期高齢者医療制度に伴って行われる後期高齢者支援金等課税額を決めようとする内容が主な内容であると思いますが、例えば特定世帯以外の世帯でも、軽減措置が期限つきとなったり、特定世帯では扶養家族であり、保険料を払っていなかった被扶養者が保険料を払うようになり、その軽減措置が期限つきで期限が来れば高くなるなど、いずれにしても負担がふえることとなります。後期高齢者医療制度には、さまざまな欠陥があり、それに伴った75歳未満の世代の支援金課税に対するもので後期高齢者医療制度は廃止すべきであるという立場から、今回の国保条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて反対をするものです。

以上です。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) 今、反対討論あるいはまた今の議決における賛否がとられているわけですが、報告事項でもあるのですが、それとはまた別としても、議案も含めてやっぱり提案者が出された議案に対しては、やはり議論がなされるべきであって、その議論の中において、その結果が自分が納得できなければ反対する、あるいはまた賛成するという、そういうふうな議会運営がなされるべきだと私は思っていますので、その議論が何の不可思議もなく、いきなり反対討論ということになりますと、では何のためのこの討論をする機会を与えているのかわかりませんので、できればその辺も議長のほうで指導いただいて、やっぱりなされるべきだと私は思うのですが、お取り計らいよろしくお願ひしたいと思います。

議長(小島由久君) ただいま13番、大久保議員さんのほうから討論については、この質疑をした中での協議をして、その上で討論すべきではないかというような意見が出されましたので、1番、大久保弘子議員さんに対しましても、そこらのところ十分に考えていただきまして、討論のほうに立っていただきたいと。よろしくお願ひします。

---

日程第6 議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例

議長(小島由久君) 次に、日程第6、議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年6月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立に伴うものでありまして、地方公共団体の財政健全性に関する比率の公表制度を設け、財政の早期健全化及び財政再生並びに公営企業の経営健全化を図るためのものです。

今回条例が改正されますと、この健全化判断比率は、平成19年度決算より監査委員の審査を受け、議会へ報告し、住民への公表についても義務づけられますので、より一層町財政状況の監視機能強化と情報公開が図られると考えております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

議長（小島由久君） 日程第7、議案第4号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 平成20年度八千代町一般

会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ575万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億9,075万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入におきましては、繰越金及び諸収入を、歳出では、総務費・衛生費・消防費であります。

最初に、歳入について申し上げます。繰越金につきましては、560万円を増額いたします。

諸収入につきましては、消防団退職団員報奨金で15万9,000円を増額いたします。

次に、歳出については、総務費におきましては、法人町民税の高額還付に伴い、税務総務費370万円を増額いたします。

次に、衛生費では、中学1年生の麻疹・風疹混合予防接種を個別接種から集団接種に変更することによる予算の組み替えと妊婦健康診査の回数を3回から5回にふやすことに伴い、母子保健費190万円を増額いたします。

消防費につきましては、退職団員の追加に伴い消防団員退職報奨金を15万9,000円増額いたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（小島由久君） 日程第8、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて町長から申し出がありましたので、議題といたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま議長の許可がありましたので、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が候補者を推薦し、法務大臣に委嘱することになっております。

市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦することにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項によりまして、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。

委員の定数につきましては、人権擁護委員定数規程第1条に基づき、各市町村の人口に応じ定めており、人口に対する当町の委員定数は7名となっております。

現在、当町の人権擁護委員は4名でございますが、このたび水戸地方法務局より人権擁護委員制度の重要性をかんがみ、積極的に増員を図るよう要請を受けたことに伴いまして、現人権擁護委員との協議の上、1名増員を図ることといたしました。

今回推薦いたします生井衛氏は、町職員として41年間勤務し、平成17年3月に退職された後にも、行政相談員や行政区長の要職についております。人格識見も高く、人権擁護委員として適任であり、委員候補に推薦したいので、慎重にご審議の上、ご意見を賜りたくお願いする次第であります。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 討論なしと認めます。

本件につきましては、推薦人が適任であることを認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、本件は町長申し出のとおり、推薦人が適任であることに決定いたしました。

---

#### 日程第9 休会の件

議長(小島由久君) 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす7日より9日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、あす7日より9日までは休会とすることに決定いたしました。

---

議長(小島由久君) 次会は10日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時56分)